

# あなたを守る予防接種

## 1 高齢者肺炎球菌予防接種 2 風しんの追加的対策



▷問い合わせ 健康づくり係 (☎223局3533)

町では、予防接種法などにより、さまざまな予防接種事業を行っています。  
今回は、**1** 高齢者肺炎球菌予防接種と **2** 風しんの追加的対策を紹介します。

### 1 高齢者肺炎球菌予防接種

令和3年度は、下記の人が高齢者肺炎球菌予防接種費用の一部公費負担の対象です。今までに一度も接種していない人は、医療機関に予約して予防接種を受けましょう。

※接種の際は桃色のハガキ（対象者に6月ごろ発送します）を必ず持参してください。桃色のハガキが届く前に接種を希望する人は、健康づくり係まで連絡してください。

#### ▶対象者

年齢	生年月日	
65歳	昭和31年4月2日	～ 32年4月1日生
70歳	昭和26年4月2日	～ 27年4月1日生
75歳	昭和21年4月2日	～ 22年4月1日生
80歳	昭和16年4月2日	～ 17年4月1日生
85歳	昭和11年4月2日	～ 12年4月1日生
90歳	昭和6年4月2日	～ 7年4月1日生
95歳	大正15年4月2日	～ 昭和2年4月1日生
100歳	大正10年4月2日	～ 11年4月1日生

60歳～64歳で心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重度の障がいがあり、医師が接種を必要と認めた人も対象です。ただし、上記の対象者でも、肺炎球菌ワクチン（ニューモバックスNP）を過去に接種したことがある人は対象外です。

### 2 風しんの追加的対策

今までに風しんの定期予防接種の機会がなく、抗体保有率もほかの年代に比べて低い、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性を対象に、抗体検査と予防接種を行っています。

#### 【手続きの手順】

- 1 医療機関に予約し、風しん抗体検査（無料）を受ける
- 2 抗体価が低い人が予防接種（無料）を受ける

※予防接種の際は、抗体検査結果が必要です。また、特定健診や事業所健診でも抗体検査を受けることができます。

▶実施期間 令和4年3月31日頃まで

▶接種費用 2500円（課税世帯）

※生活保護受給者と町民税非課税世帯（家族全員が非課税）の人は無料です。

●無料で予防接種を受ける人は予防接種前に下記の書類を医療機関に提示してください。

- ①生活保護証明書類（診療依頼書）
- ②後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
- ③介護保険負担限度額認定証
- ④介護保険特定負担限度額認定証
- ⑤当該年度介護保険料額決定通知書（所得段階1・2・3）
- ⑥「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく本人確認証

※無料対象者で、上記の書類がない人は、予防接種前に手続きが必要ですので、身分証明書（運転免許証や保険証）を健康づくり係へ持ってきてください。

※対象者と世帯が異なる（住民票が同じであっても世帯分離をしている場合を含む）人が代理申請をする場合は、委任状が必要になります。

※新型コロナウイルスワクチン接種と本予防接種は2週間（13日）以上の接種間隔が必要です。

クーポン券を使って気軽に検査・接種をしましょう。



※抗体検査と予防接種の際は、クーポン券が必要です。

※対象者へは、すでに令和元年度、または2年度に抗体検査と予防接種のクーポン券を送っています。発行済みのクーポン券は有効期限がすでに過ぎていますが、令和4年2月末まで延長して使用できるようになりました。クーポン券は捨てずに、そのまま使用してください。

▶クーポン使用有効期限 令和4年2月28日頃

▶費用 抗体検査、予防接種ともに無料

# 知らず知らずのうちに差別をしていますか



**ストップ！  
コロナ差別**

新型コロナウイルス感染症には、誰もが感染するリスクがあります。しかし、感染したくないという不安や恐れから、感染者や濃厚接触者、医療従事者やその家族に対して、差別や偏見、<sup>ひぼうちゅうしょう</sup>誹謗中傷などがおきています。不安なのは皆同じです。不安だからといって、感染者や濃厚接触者などを非難したり、誰が感染したのかを必要以上に詮索したりしてはいけません。こういった行動は、さらなる差別や偏見を生んでしまいます。悪意のない言動だとしても、人権侵害につながることもあるのです。

▷問い合わせ 社会教育係 (☎223局3546)

## 新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見の事例



感染者個人の名前や行動を特定し  
SNSなどで公表・非難する



医療従事者など特定の職業に  
対する差別や偏見、誹謗中傷

## 差別をなくすために 第430号

### 子どもの人権

児童虐待や虐待によって亡くなった子どものニュースが度々報道されています。今年の3月には、福岡県篠栗町で5歳の子どもに十分な食事を与えずに餓死させたとして母親と知人の女性が逮捕された事件がありました。本来子どもを守るべき親や保護者が、子どもの体や心を傷つけることは、子どもの人権を侵害する深刻な問題です。

児童虐待には、殴る・蹴るなどの「身体的虐待」、傷つくことを言う・無視するなどの「心理的虐待」、性的行為を強要する「性的虐待」があります。そのほかにも食事・風呂・着替えなどの世話をしない「ネグレクト」などがあります。児童虐待をしてしまう理由に「しつけのつもりだった」「子どもが言うことを聞いてくれなかったから」などがあります。愛情を持って子どもを叱ることは大切ですが、感情にまかせて暴力を振るったり、暴言を浴びせたりすることは、しつけとは言えません。ましてや、子どもがおびえたり、傷ついたり、命の危険にさらされてしまうものは虐待となります。

厚生労働省の調査によると、児童虐待に関する児

芦屋町人権・同和教育研究協議会



童相談所の相談対応件数は年々増加しています。児童虐待を未然に防ぐことが何よりも第一ですが、虐待のほとんどが他人の目が届きにくい家庭内で発生しています。周りで虐待を受けていると思われる子どもがいたら、すぐに相談窓口連絡・相談をしましょう。子どもは、自ら救いを求めることができません。少しでも「虐待じゃないのかな?」と感じたのであれば勇気をもって相談窓口連絡してください。

大人に対する暴力や暴言などの行為が人権侵害として許されないということは、子どもにも当てはまります。子どもも一人の人間です。一人の人間だからこそ、人として生きる権利は最大限に尊重されなければならないのです。大人より立場が弱い子どもだからこそ、私たち大人がみんなで子どもの権利を守っていきましょう。

「児童相談所全国共通ダイヤル <sup>いちやく</sup>189」

※番号にかけると近くの児童相談所につながります。  
※連絡・相談は、匿名で行うこともでき、その内容に関する秘密は守られます。

▷問い合わせ 社会教育係 (☎223局3546)